

令和元年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和元年6月10日(月)
招集場所	米子市役所 401会議室
開 会	午後2時30分
出席農業委員	2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	1番 足立寛隆委員 9番 公本英夫委員
出席推進委員	大東清彦推進委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員 米澤美憲員 植田直道委員 田中英省委員 高西早苗委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾主幹 長谷川係長 山本主幹 高田主幹
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について

オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について

カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 所有者を確知することができない農地について
- (8) 県農業会議会議員の事務報告
- (9) その他

議事開始 午後2時30分

議長（高西会長）

それでは、第3回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号2番の泉委員と議席番号3番の井田委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、足立委員、公本委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ番号17の蚊屋について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号17の蚊屋について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲渡人の耕作見込みが無いため、隣地の所有者の譲受人に購入を頼んだところ、了承されたため、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、1,683アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

17番の議案について説明いたします。申請地は、〇〇近くの田1筆36平方メートルの農地です。本件は、譲渡人は今後耕作の見込みがなく、譲渡人の希望で売買を行うものです。受人は田を16町、畑を4反6畝ほど耕作されております。取得する田は畑として今後ブロッコリーを耕作する予定です。現地は森中委員、仲本推進委員と確認し、問題無いということで現地調査をしました。審議をよろしくお願いたします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号の4の淀江町佐陀について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

4番の淀江町佐陀について説明します。申請地は淀江町佐陀で、これまで転用が多く出ており、住宅化している地域の田1筆で、面積は2,168平方メートルのうち、1,366.52平方メートルです。転用目的は共同住宅になります。6月2日に高西委員と高西推進委員で現地確認しました。造成計画は盛土を60cmから70cm行います。その他の被害防除ですが、敷地境界に擁壁として、コンクリートブロック高さ12cm×2段を設置し、その上にフェンス80cmを設置する予定です。雨水の排水は、敷地内に浸透柵の設置し、西側の既設道路側溝と南側の排水路へ自然流下の計画です。汚水の排水については、公共下水道へ接続します。隣接農地は申請者と同一であるため、耕作者同意は不要となります。実行組合がないため、既設道路側溝への放流について、自治会からの排水同意を確認しています。土地改良区については該当ありません。農地区分は、管理設道路沿道の区域であること、近くには医療施設が複数あることから、第3種農地に該当します。以上ですので審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号13の安倍から番号14の安倍について関連しますので一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

三島推進委員

5条13番の議案と14番の議案は関連していますので、まとめて説明したいと思います。転用目的は、太陽光発電設置と機材搬入のための進入路および工事車輛の駐車スペース確保の一時転用です。6月4日に現地確認しました。造成について、一時転用部分は現状のまま利用し、一部転用地に敷鉄板を設置する計画です。雨水の排水は地下浸透です。太陽光発電施設については現状のまま利用し、フェンスの高さは120センチ、雨水の排水は地下浸透で、雑草対策に年3回程度除草作業をする計画です。パネルの管理や総合的な管理などは、〇〇が管理します。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。なお、20年後には元に戻すかについては、20年後の買取り単価にもよりますが、パネルなどの状況などを見て継続する計画です。撤去費用は〇〇が積み立てており、事業終了後には設備を適切に撤去することを確認しております。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

進入路というのが一時転用ということになっているのですが、一時転用が終わったら太陽光発電の所に入る道っていうのがあるんですかね。

三島推進委員

管理といっても草刈り程度だと思いますので、歩いて入っても十分対応出来るのではないかなと思うのですが。

事務局（山本主幹）

一時転用後、どこから進入するのかっていうのは聞いておりません。ただ、機材とか運ぶことは無いので、入らせてくださいと頼まれて入るとは思うのですが、現状も耕作していない状況ですので、入らせてくださいと確認して入ると思います。

議長（高西会長）

確認はしていない。思いませんはいけない。除草は機械でしたりでなく、一時転用の仮設進入路を撤去しても支障が無いってことか。一時転用なので20年間進入路が残っているわけではないので、進入路は設備を設置する時に資材を運んだり機械を運んだりするのに必要だと思いますが。それで終わったら農地復旧するのですが、あと20年間管理するのに支障はないのかということは聞かなかったのか。

事務局（山本主幹）

はい。

吉澤農業委員

概要の中で隣接耕作者の同意もちゃんととってあるとのことですから問題ないと思うのですが。

議長（高西会長）

理解はしにくいことはあるかとは思いますが、隣地の方が同意しておられるということで。

ほかに、ご意見ご質問ありませんか。

一つの参考に話しますけども、うちの集落はですね、太陽光発電の話があるのですが、そういうものを設置される場合には、必要な条項を守っていただくようにきちんと作って協議して、最終的には自治会の総会にかけて承認するという具合にしていますが、今一つ案件

が出ておりますのは、〇〇の横に45,000平方メートルくらい10月から掛かると。これは土地を売買で、これは今協議しておりますけれど、そのように集落である程度そういう事を取り決めておかれた方がいいのではないかなあと考えておりますけれど、もしも必要ならうちの自治会の了解を得たうえですけれど、言っていただいたら。

ほかに、ご意見ご質問ありませんかいね。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号15の八幡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

伊塚農業委員

本日現地調査で行った所ですが、小林推進委員から説明してもらいます。

小林推進委員

15番の八幡について説明します。現地調査で見ていただいたとおり、宅地に囲まれた細い土地でございまして、地権者も、残してもしようがないというようなことを言っていたみたいですが、お互いの話し合いにより納得のうでで計画になりました。実行組合の排水同意等も確認しておりますし、なんら問題は無いと思われませんが、以前、平成30年7月総会で、売買価格が市場価格よりも低すぎる売買について、贈与税がかかるのではないかという質問に対し、税務署に確認をしたところ、他人同士の売買について、お互いに決めた価格なので基本的には不問だという回答でした。ただ、親族間での売買でしたら税務調査が入る可能性がありますよ、場合によってはとの回答でしたので、現実の対応としては、今言ったようなところで他人同士の売買については基本的には不問だという事ですので、転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

結局、売買価格10aあたり〇〇っていうのは税金が高いからと思ってやられたわけですか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続きまして、番号16の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

16番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。自分で事業を始めるため、自宅の隣地にある土地に事務所兼倉庫の建築を計画したものです。6月6日に公本委員と現地確認しました。造成計画は盛土20センチ、隣にある自宅を利用するため給排水設備の設置はありません。雨水の排水は既設の道路側溝に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても見込みがあることを確認しております。農地区分は規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続きまして、番号17の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

17番の大崎について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は資材置場です。6月1日に松本推進委員と現地確認しました。造成計画は盛土最高40センチ、土羽打ちをし、雨水の排水は地下浸透または自然流下で既設の道路側溝に流れる計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号18の兼久について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

今日現地調査で見ていただいた所でございます。詳細については地元の大塚推進委員からお願いします。

大塚推進委員

18番の兼久について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。会社の隣地にある土地に駐車場の計画をしたものです。6月2日に遠藤委員と現地確認しました。造成計画は、盛土70センチ、コンクリートブロック高さ70センチ、雨水の排水は、農業用排水路に流れる計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。土地改良区は該当ありません。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号19の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

19番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。使用貸借により妻の父の所有する土地に住宅の建築を計画し

たものです。6月6日に公本委員と現地確認しました。造成計画は盛土120センチ、コンクリート擁壁高さ100センチ、汚水の排水は合併浄化槽から既設の道路側溝へ、雨水の排水は雨水桝から既設の道路側溝に流す計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。開発許可についても見込みがあることを確認しております。農地区分は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしませすと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きませして、番号20の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

三島推進委員

20番の安倍について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は駐車場です。会社からの距離は約450メートルの所にあります。6月4日に現地確認しました。造成計画は盛土24センチ、コンクリートブロック高さ60センチ、雨水の排水は既設の道路側溝に流れる計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしませすと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きませして、番号21の安倍について審議します。担当委員さんから説明をお願ひします。

三島推進委員

21番の安倍について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は資材置場です。6月4日に現地確認しました。造成計画は盛土20センチ、土羽打ちをし、雨水の排水は地下浸透または、既設の道路側溝に流れる計画です。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。農地区分は水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号22の蚊屋について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

22番の蚊屋について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。現地は、近くに〇〇と〇〇があり、その中間に位置する蚊屋の田、二筆で合計面積492平方メートルです。本件は権利設定が贈与とのことですが、関係性は、受け人は娘で、渡し人は実父の親子関係であります。造成計画は、盛土を最高75センチ、最低10センチで一般住宅を建てる計画です。雨水の排水は、敷地内から自然流下で農業用排水路へ流す計画となります。汚水の排水は、合併浄化槽を設置して同じく農業用排水路へ放流する計画です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、箕蚊屋土地改良区の同意は確認しています。農地区分は、500メートル以内に駅・役場等の施設がある農地であるため、第2種農地に該当すると思います。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願いします。仲本推進委員と現地調査をいたしました。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号23の彦名町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

23番の彦名町について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。自宅の隣の土地に駐車場の計画をしたものです。6月6日に公本委員と現地確認しました。造成計画は現状のまま整地のみし、雨水の排水は地下浸透または既設の道路側溝に流れる計画です。米川土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しました。隣接農地はありません。農地区分は街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用について問題はないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて、11ページ議案第4号をお願いいたします。

農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について、別表の土地について農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは12ページ番号1から番号17の諏訪を審議します。事務局から説明してください。

宅和事務局長

机の上に、全体図と詳細図の航空写真を置いておりますので、参照いただきたいと思います。この度は五千石、尚徳、成実地区のうち、事務局で準備できた場所から順に非農地議案として上程しております。なお、地権者には、あらかじめ非農地判断の対象である旨の文書を

送付しており、地権者から農地として再生する意向があった場所は判断の対象から除いております。

それでは、番号1から17の諏訪について説明します。全体図では1ページ、詳細図では1ページから4ページです。写真で見えていただいてもおわかりいただけると思いますが、現況は全て山林又は原野であり、非農地と判断するのが妥当ではないかと考えておりますので、ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

伊塚農業委員

議案にあがっています1番から17番までですが、全て諏訪になります。伯耆町と隣接する尚徳の別所とか隣接するんですけど、山林、原野になっております。現地調査を行った結果、山林又は原野の現状であります。非農地と認定するのが適当であるというふうに判断いたしました。農地としての利用又は利用する予定がある旨の連絡は事務局からしていただいています、それは外しております。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

事務局に聞いてみますけど、これは今年の農振区域の見直しとは関係無いか。

宅和事務局長

農振区域の見直しとは直接関係はありません。農地台帳の整理ということでやっております。

議長（高西会長）

農家台帳の整理ということで、今年の農振区域の見直しとは直接関係無いということか。

宅和事務局長

はい、直接は関係ありません。

議長（高西会長）

分かりました。

他にご意見ご質問ありませんかいね。

角農業委員

この地区は、土地改良区は関係ないですかね。

宅和事務局長

はい、土地改良区に関係する地区については対象から除いております。

議長（高西会長）

他にご意見ご質問ありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、番号18から13ページ番号47まで、番号49から14ページ番号65までの上安曇を一括して審議します。

事務局から説明してください。

宅和事務局長

番号18から47及び番号49から65の上安曇について説明します。全体図では1ページ、詳細図では5ページから11ページです。

現況は全て山林又は原野であり、非農地と判断するのが妥当ではないかと考えていますので、ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

遠藤農業委員

大塚推進委員より、現地確認してもらっていますので説明してもらいます。

大塚推進委員

議案にあがっております今説明のありました上安曇の農地につきましては、山林又は原野というところで非農地と認定するのが適切であると考えます。今回この地域でございますけれど、過去は果樹園であった所が山、それから水田であった所ができなくなって原野というところでございます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、13ページ番号48の上安曇を審議します。関係者の〇〇委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

宅和事務局長

番号48の上安曇について説明します。全体図では1ページ、詳細図では7ページです。現況は山林であり、非農地と判断するのが妥当ではないかと考えておりますので、ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

地元委員さんから補足があればお願いします。

遠藤農業委員

先程、上安曇全般について〇〇委員が言いますように、48番は自分の所の土地なもんですから退席しましたけれど、変わりなく山林原野として確認しましたので、よろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

森中農業委員

この48番に限らず全体的にですが、何時ごろからののだろうか。

宅和事務局長

何十年も前からだということを知っています。ここ数年でなっているという所ではないということを知っています。

森中農業委員

10年前に農業委員全体で、こういう場所については調査しようということで、調査もやり、届出も出たりして現地調査をしたわけなのですが。その時はこういった資料がなくて、他に無いという事で今日までできていたものが、何十年も前というのはちょっとその辺はおかしいと思うんだけど。五千石なんかは、そこはそうだなってことで誰もが確認して調査をやったわけですが。

宅和事務局長

10年程前に私が農業委員会に来てからなのですけども、米子市全体でGISという地図システムができて、地番と場所が明確に分

かるようになってきました。それで、その土地の地目が畑なのか山林なのか原野なのかというのも明確に分かるようになりました。それ以前はそういう資料がありませんでしたので、山と見える所は農地ではないという判断があったと思います。私達も当時はそうでした。ですから資料がきちっと出来たから、きちっとした調査が出来るようになったということでご理解いただければと思います。

森中農業委員

農地ということで、農地が山林になっていて、原野になっていてということで調査した。地目がわからないというようなものは、農業委員としては調査をしないわけです。農地だから現況がそういうものになったということで評価しているわけなので。そんなあいまいな調査はしていないと思いますが。

伊塚農業委員

五千石ではねえ、確かに送電鉄塔の真下とかねえ、結構ぎりぎりの所なのですが結構作っているんです。私らが知っている最近まで作っていたのは知っているのですが、6年位前まで農業委員だった時はまだやっておられたと私確認しまして、今は作っておられませんねという確認だけはしました。片方は作っているけど片方は作っていないとかね、そういう所までは確認してはっきりした分で今回やっています。全部じゃないですけど、残った分はあるのですが、場所的にはよくここで作っているなという所で、芋とか。

森中農業委員

そういうことでねえ、現地が7年も8年も前からということで、農地としてはいけんかったと非農地ならわからないでもないけど、何十年も前からなんていうような事務局の答弁だったものですから、それはおかしいじゃないかと。

伊塚農業委員

確かに変わってきたのが10年くらい前で、昔は結構ねえ頑張っていました。

議長（高西会長）

これは地権者の方からこういう要望があってこんな具合になっているわけですか。

宅和事務局長

いえ違います。これは農業委員会で毎年調査をしておりますが、そこで拾ったものの非農地化を農業委員会の判断です。非農地証明申請が出たものではありません。

議長（高西会長）

分かりました。きちんとねえ、こんな具合に農地と区分してやっていけば。今後ですとねえ、各委員さんもその辺を調査の際によく心して調べていただいて、今後もやっていただければと思います。

他に何か意見ありませんか。

角農業委員

この後のことなのですけども、例えば非農地ということをして、所有者に対してはどのような連絡とか。

宅和事務局長

この場で決定された場合、非農地認定通知書を送付します。それに併せ、登記地目変更の案内も一緒に送付します。

議長（高西会長）

分かりましたかいね。

他にありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。大塚推進委員の着席を求めます。

続きまして、14ページ番号66から15ページ番号80まで、番号83から番号90までの美吉、吉谷を一括して審議します。事務局から説明してください。

宅和事務局長

番号66から80及び83から90の美吉、吉谷について説明します。美吉が全体図では2ページ、詳細図では12ページ、吉谷が全体図では3ページ、詳細図では13ページから15ページです。現況は山林又は原野であり、非農地と判断するのが適当ではないかと考えておりますので、ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

遠藤農業委員

これにつきましても成実の推進委員さんに調査をしていただいておりますので、説明させていただきます。

岩佐推進委員

航空写真を見てもらうと大体现地は民家の裏手が多くて、地権者に聞いてみますと食糧難の時代に開墾して作って現在は作っていないので山林化して竹林とか木が生えて、もう農地としては使って無いということでしたので、非農地が妥当だと判断して議案としました。以上です。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

先程、認定されれば農家に連絡してそれから地目変更をということだったのですけども、これは法務局で地目変更をしてはじめて畑が山林になるんですか。

宅和事務局長

農地として農地法上の適用があるかどうかに関しては、ここの決定でもう農地ではないと判断をします。

吉澤農業委員

そうすると農家台帳としては畑が山林になるけども、法務局では畑でしてなきゃそのままということか。

宅和事務局長

ただ、いつまでも畑ということではいけませんので、地目を変えるように促す文書を付け、また法務局とも話をし、スムーズに地目変更ができるように考えてやっております。

吉澤農業委員

法務局とはやり取りをしているんですね。

宅和事務局長

法務局とは協議をしております。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、15ページ番号81と番号82の吉谷を一括して審議します。関係者の岩佐推進委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

宅和事務局長

番号81及び82の吉谷について説明します。全体図では3ページの13、詳細図では13ページです。現況は山林であり、非農地と判断するのが適当ではないかと考えておりますので、ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

遠藤農業委員

これも先程解説されました〇〇の土地でございまして、その前説明されました同じような理由でございまして、よろしく願います。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。岩佐推進委員の着席を求めます。

続いて、16ページ、議案第5号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、19ページ番号6-1と番号6-2を一括して審議します。関係者の大縄委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

19ページ番号6-1及び番号6-2は、再設定です。

以上、番号6-1から番号6-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願
いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。大縄委員の着席を求めます。

続きまして、20ページ、番号6-10を審議いたします。関係者の小林推進委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

20ページ番号6-10は、農業廃止による貸付です。

以上、番号6-10は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願
いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。小林推進委員の着席を求めます。

続きまして、19ページ、番号6-3から20ページ番号6-9まで、20ページ、番号6-11から22ページ番号6-17までを一
括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

番号6-3から番号6-4は、借受人の希望による貸付です。

20ページ番号6-5は、再設定です。

番号6-6は、借受人の希望による貸付です。

番号6-7は、再設定です。

番号6-8は、貸付け人が高齢化により、経営縮小を図るための貸付です。

番号6-9は、農業廃止による貸付です。

21ページ番号6-11は、借受人の希望による貸付です。

番号6-12は、再設定です。

番号6-13は、借受人の希望による貸付です。

番号6-14は、貸付け人が高齢化により、経営縮小を図るための貸付です。

番号6-15は、農業廃止による貸付です。

22ページ番号6-16は、再設定です。

番号6-17は、貸付け人が高齢化により、経営縮小を図るための貸付です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、24ページ、農地中間管理権を取得する場合について、25ページ番号6-9を審議いたします。関係者の角委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

25ページ番号6-9は地権者の意向によるものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。角委員の着席を求めます。

続きまして、24ページ、番号6-1から25ページ番号6-8まで、番号6-10から26ページ番号6-16までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

24ページ番号6-1から、番号6-9を除く26ページ番号6-16まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

Aは地権者の意向によるもので12件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替えて1件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替えて2件、Dは期間満了による更新で0件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、29ページ 所有権移転各筆明細について、番号6-1から番号6-2を審議します。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。29ページ番号6-1及び6-2は、近くを耕作する農家が地権者の要望もあり、規模拡大のために取得しようとするものです。

番号6-1及び6-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、31ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、32ページ番号1から33ページ番号11までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

32ページ番号1から33ページ番号11まで、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号11の選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、34ページ番号12を審議いたします。関係者の田中委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（山本主幹）

34ページ番号12の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。田中委員の着席を求めます。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当局長補佐）

報告いたします。37ページから38ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域に係る農地転用届出書の受理について、8件を受理しています。

次に、39ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、40ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について3件を受理しています。

次に、41ページから42ページの非農地転用現況証明について、8件を証明しています。

次に、43ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して、1件を回答しています。

次に、44ページの農地転用現況確認書交付について、1件を交付しています。

次に、45ページの所有者を確知することができない農地について、1件を告示しています。

報告は以上です。

事務局（長谷川係長）

この度、所有者不明となっている農地につきまして、その旨を告示したので報告いたします。手続きについて、お手元にA4用紙2枚ものの資料をお配りしていただいておりますのでご覧ください。この手続きは農地法等で定められたもので、遊休農地等の所有者について、通常は、この先どうされるかと所有者に意向調査を行いますが、所有者の生死や住所が不明となっているときに、その相続人や本人の居所を調べていった結果、不明であったため、所有者が不明となっているという事を告示したものです。本件の探索の過程につきましては、資料1枚目の裏フローチャートを太く囲んでいる流れとなります。始めに、左上の土地登記簿謄本の請求から始まり、一番右下の探索終了まで至っています。この後の流れにつきましては、一枚目の下部の表をご覧ください。現在、左から3番目の公示のところまで進んでいます。今後、公示から6か月間は所在不明になっている所有者本人、相続人からの申し出を待つ期間として設定されています。本件の場合、申し出がなければ11月13日以降に、農地中間管理機構に対し、本件について申し出がなかったことも含めて通知します。その後、図の矢印のとおり、機構が中間管理権の設定を受けるために手続きを進め、最終的には、地域の担い手農家に配分される見込みです。逆に申しますと、その農地の状況や周辺の担い手農家の借り受けへの意向などを農地中間管理機構と綿密に連携を取って、確認しながら、告示まで至ることになります。なお、この手続きにつきましては、県内では日南町が平成29年に実施しており、全国的にも今後、増えていくと考えられます。本市の取り組みにつきましても、本件だけではなく、今後も随時を行っていく事になろうかと考えます。

以上、報告させていただきます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

これは機構が関わるということは、いわゆる白地はどうなるんですか。

事務局（長谷川係長）

農振農用地青白で細かく規定はされておりませんが、あくまで前提となるのは担い手農家の配分でございますので、白地の区域であっても担い手農家が中間管理事業を使って借受けをしている所がございます。そういった意味では青、白で分けるものではございません。

吉澤農業委員

青、白で分けるものではないけれど、借り手がおらん所はどうにもならんということか。

事務局（長谷川係長）

非常に申し上げ辛いところではありますけども、一つの調査にかなり時間がかかりますので、基本的には機構と連携をとってそのあたりを確認しながら進めさせていただくことになろうかと思えます。

議長（高西会長）

要するに一言で言えば、白地でも受け手があればなんとかなるとうことだな。

事務局（長谷川係長）

このルートに従って探した結果、機構の借り受けの見込がある所でしたら可能です。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

本日、予定していましたが審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告について。

（鳥取県農業会議会議員の事務報告）

事務局（日浦担当事務局長補佐）

(事 務 連 絡)

議長 (高西会長)

これを持ちまして、第3農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時00分